

# ○大府市液化石油ガス設備工事届出等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）に基づく液化石油ガス設備工事（以下「設備工事」という。）に係る事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。

(届出対象施設)

第3条 設備工事の届出の対象となる施設又は建築物（以下「届出対象施設」という。）は、法第38条の3に規定する多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物で、別表に掲げるものとする。

(設備工事の届出)

第4条 法第38条の3の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、省令第88条に規定する様式第48による届書に、次に掲げる書類等を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 設備工事の内容等（第1号様式）
- (2) 設備工事に係る貯蔵設備の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

容器による貯蔵で、その貯蔵能力が500キログラムを超え、3,000キログラム未満の貯蔵設備	供給設備の技術上の基準（第2号様式）
貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500キログラムを超え、1,000キログラム未満の貯蔵設備	バルク供給設備の技術上の基準（第3号様式）

- (3) 案内図
- (4) 供給設備の位置、構造及び付近の状況を示す図面
- (5) 緊急の連絡先及び消火設備の概要
- (6) 貯蔵設備の全景写真

2 市長は、前項の届出に係る届書を受領したときは、液化石油ガス設備工事届出処理簿（第4号様式）に記録し、副本1部を届出者に交付するものとする。

(設備工事事業の開始の届出)

第5条 法第38条の10第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第112条に規定する様式第56による届書に、次に掲げる書類を添付し、正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

- (1) 液化石油ガス設備士免状所有者名簿
- (2) 液化石油ガス設備士免状の写し
- (3) 気密試験用器具一覧表

2 法第38条の10第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、省令第114条に規定する様式第58による届書に、次に掲げる変更事項に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、その正本1部及び副本1部を、市長に提出するものとする。

- (1) 法人登記簿謄本の変更を伴う事業所の名称又は所在地の変更 法人登記簿抄本
- (2) 法人代表者の変更 法人登記簿抄本
- (3) 氏名の変更 市長村長の発行する証明書
- (4) 液化石油ガス設備士の増員、減員又は氏名若しくは住所の変更 液化石油ガス設備士免状の写し

3 法第38条の10第2項の規定による廃止の届出をしようとする者は、省令第114条に規定する様式第58による届書に、次項の規定により交付された第1項の届出に係る届書の副本を添付し、その正本1部及び副本1部を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項の届出に係る届書を受理したときは、特定液化石油ガス設備工事業届出処理簿（第5号様式）に記録し、副本1部を当該届書を提出した者に交付するものとする。

（立入検査）

第6条 法第83条第3項の規定による立入検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 関係者の立会いを求めて行うこと。
- (2) 特定液化石油ガス設備工事業の施行場所に係る立入検査は、管理者の承諾を得て行うこと。
- (3) 事業の業務の妨害とならないよう留意して行うこと。

（不備事項に対する措置）

第7条 届出内容の審査及び立入検査で、法に規定する供給設備の技術上の基準に適合しない事項又は判明しない事項がある場合は、届出者に是正を促し、又は説明を求めるものとする。

（消防長への通報）

第8条 法第87条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第11条の規定による消防長への通報は、市長が法第38条の3の規定による届出を受理したことにより、通報がなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

省令第86条に定める種類	該当する用途施設又は建築物	該当しない施設等
1 劇場、映画館、演芸場、公会堂、その他これらに類する施設	公民館、集会場、体育館、結婚式場、文化会館、市民会館及び福祉センター	屋外スケート場、観覧場、水族館、ショールーム及び野球場
2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、その他これらに類する施設	バー、パチンコ店、ビリヤード店、ゲームセンター、ダンスホール、ボーリング場、スポーツセンター及びスイミングクラブ	
3 貸席及び料理飲食店	料亭、レストラン、ドライブイン、喫茶店、スナック、パブ、店内で飲食できる食物販売店、一般消費者に直接販売する給食センター及び仕出し店	理容店、美容院、揚物店、惣菜店、弁当店、製造卸の給食センター及び仕出し店
4 百貨店及びマーケット	スーパーマーケット及びコンビニエンスストア	家具店等単品の店舗展示場
5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅	簡易宿泊所、モーテル、山小屋、保養所、民宿、合宿所、下宿屋、国民宿舎、マンション、ペンション、貸別荘、学生寮、刑務所、研修所、給食、宿泊、寄宿舎等の日常生活上に必要な老人福祉施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設、身体障がい者厚生施設及び知的障がい者救護施設	海の家（料理飲食店に当たるものは3に該当）、小規模な下宿屋及び間貸
6 病院、診療所及び助産所	医院、保養所、クリニック、精神病院、歯科院、医療目的の老人福祉施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設、身体障がい者厚生施設、知的障がい及び救護施設（日常生活の目的の場合は5に該当）	
7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校	専修学校、理容美容学校、料理学校、タイピスト学院及び和裁洋裁学校	保育園、乳児園、塾、職業訓練学校、予備校及び各種講習所
8 図書館、博物館及び美術館	郷土館及び記念館	画廊
9 公衆浴場	特殊浴場、サウナ浴場、銭湯及び鉱泉浴場	
10 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	各種交通機関待合室	各種交通機関職員休憩所
11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神宮、礼拝堂、説教所、社務所及び庫裏	
12 床面積の合計が1,000㎡以上である事務所（1～11に掲げるものに該当するものを除く。）	官公庁舎及び事務所（会議室及び休憩所等の合算）の部に小売店等を営むとき、その面積を除いた残りの事務所自体が1,000㎡に満たない場合は該当しない。	